

第 25 回 泉区和泉町住居表示検討委員会 要旨

| | |
|---------|---|
| 日 時 | 平成 26 年 12 月 15 日（月）10 時～11 時 35 分 |
| 開 催 場 所 | 泉区役所 1 階 1 A 会議室 |
| 出 席 委 員 | 検討委員：日並会長、佐藤副会長、菊川副会長、新井委員、本橋委員、笠井委員、松浦委員、久野委員、小林委員、山村委員、平川委員、新村委員、原委員、藤井委員 事務局：【市民局】緑川課長、松本担当係長、廣瀬、藤【泉区】区政推進課 桃井 |
| 欠 席 委 員 | 望月委員、川島委員、石口委員 |
| 開 催 形 態 | 公開（傍聴人 0 人） |
| 次 第 | (1) 第三次地区住居表示実施後のお問合せ・ご意見について (2) 第四次地区新町界・町名案の地元説明会結果報告について (3) 第四次地区の住居表示実施に向けたスケジュールについて (4) 第四次地区基礎調査開始のお知らせチラシについて (5) 住居表示第四次地区 上飯田町との町界について (6) 横浜市住居表示審議会臨時委員選任について (7) 次回検討委員会について |
| 決 定 事 項 | 横浜市住居表示審議会臨時委員選任 |

| 議 事 | |
|-------|--|
| 【事務局】 | <p>1 第三次地区住居表示実施後のお問合せ・ご意見について (資料 1) に沿って説明)</p> <p>三次地区住居表示実施後のお問合せ・ご意見は、大きく分けて、住居表示実施に関する事、住居表示実施内容に関する事、住所変更などの手続に関する事、についてありました。</p> |
| 【委員】 | しおりセットを各戸に配付する時には声をかけて直接渡しているということでしょうか。 |
| 【事務局】 | そうです。配布の際には、まず声をかけています。 |
| 【委員】 | 家を解体して新築した場合も、住居番号表示板を新たに交付するのですか。 |
| 【事務局】 | そのような場合は建築物異動届を泉区役所に出すことになっています。届出後、区役所で新しく住所を設定するのでその時に新しい住居番号表示板をお渡ししています。 |
| 【委員】 | 先日、横浜市粗大ごみ受付センターの方に新住所（和泉中央南）を |

| <p>【事務局】</p> | <p>伝えたところ、新住所で位置が特定できなかつたようで、古い住所を尋ねられました。部署間で、情報共有されていないのですか。</p> <p>あらかじめ旧住所と新住所の対照表を渡してはいましたが、改めて資源循環局に確認し、今後そのようなことが無いようにしていきます。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|---|----------------------------|--|--|------|------|------|-------------------------------------|--------|-------|--------------------------------------|------|------|--------------------------------------|--------|------|--------------------------------------|------|------|---|--|-------|
| <p>【事務局】</p> | <p style="text-align: center;">2 第四次地区新町界・町名案の地元説明会結果報告について</p> <p>(資料2に沿って説明)</p> <p>第四次地区新町界・町名案の地元説明会を、次の通り開催しました。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: left; padding: 5px;">○第四次地区新町界・町名案の地元説明会</th> </tr> <tr> <th style="width: 60%; padding: 5px;">開催日時</th> <th style="width: 20%; padding: 5px;">開催場所</th> <th style="width: 20%; padding: 5px;">来場者数</th> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">平成 26 年 11 月 8 日 (土) 10 時～11 時 30 分</td> <td style="padding: 5px;">中和田小学校</td> <td style="padding: 5px;">103 名</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">平成 26 年 11 月 11 日 (火) 19 時～20 時 30 分</td> <td style="padding: 5px;">泉区役所</td> <td style="padding: 5px;">35 名</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">平成 26 年 11 月 24 日 (月) 10 時～11 時 30 分</td> <td style="padding: 5px;">中和田小学校</td> <td style="padding: 5px;">69 名</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">平成 26 年 11 月 26 日 (水) 19 時～20 時 30 分</td> <td style="padding: 5px;">泉区役所</td> <td style="padding: 5px;">16 名</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">計</td> <td style="padding: 5px;">223 名</td> </tr> </table> <p>説明会では、住居表示制度、新町界新町名案、住居表示実施に伴う住所等の変更手続について説明しました。資料2の別紙には、地元説明会中の質疑応答に加え、チラシ配付後の問い合わせについても記載しています。</p> <p>(資料2 別紙に沿って説明)</p> <p>【委員】 住居番号表示板は2～3割の家で貼られていませんが、掲示は任意ですか。貼ってくださいという指導はしていますか。</p> <p>【事務局】 条例で掲示していただくよう定められていますが、罰則は無く、掲示していただくようお願いをするしかありません。</p> <p>【委員】 地元住民の要望をきっかけとして住居表示が実施されたのですから、住居番号表示板を貼るよう、各自治会・町内会でお互いに声をかけるようにしましょう。事務局側も、渡す際には声をかけるようにしてください。</p> <p>【事務局】 わかりました。</p> | ○第四次地区新町界・町名案の地元説明会 | | | 開催日時 | 開催場所 | 来場者数 | 平成 26 年 11 月 8 日 (土) 10 時～11 時 30 分 | 中和田小学校 | 103 名 | 平成 26 年 11 月 11 日 (火) 19 時～20 時 30 分 | 泉区役所 | 35 名 | 平成 26 年 11 月 24 日 (月) 10 時～11 時 30 分 | 中和田小学校 | 69 名 | 平成 26 年 11 月 26 日 (水) 19 時～20 時 30 分 | 泉区役所 | 16 名 | 計 | | 223 名 |
| ○第四次地区新町界・町名案の地元説明会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 開催日時 | 開催場所 | 来場者数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 26 年 11 月 8 日 (土) 10 時～11 時 30 分 | 中和田小学校 | 103 名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 26 年 11 月 11 日 (火) 19 時～20 時 30 分 | 泉区役所 | 35 名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 26 年 11 月 24 日 (月) 10 時～11 時 30 分 | 中和田小学校 | 69 名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 26 年 11 月 26 日 (水) 19 時～20 時 30 分 | 泉区役所 | 16 名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | 223 名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|---|---|
| 【会長】 | <p>事業者からの住所変更の費用負担や事業説明に関する質問について。このような質問が出てきたのは、今年度は町名を決めるアンケートを行っていないため、住居表示実施の認知度が低いのだと思います。平成25年に第三次地区から第六次地区はまとめてアンケートを取ったため、実施案が突然決まったかのように取られたのだと思います。今後もそのような方から問合せ等あると思いますが、事務局で丁寧に説明してください。</p> |
| <p>3 第四次地区の住居表示実施に向けたスケジュールについて</p> <p>(資料3に沿って説明)</p> | |
| 【事務局】 | <p>第四次地区実施までのスケジュールです。資料中の年月は例年通りの予定です。前回の検討委員会でもお知らせしましたが、来年度は税番号制度の導入により、実際の実施はこれよりも早まる可能性があります。</p> |
| 【会長】 | <p>若干スケジュールが早まる可能性があります。本年度実施の和泉中央南から数えて4丁目5丁目なので早まっても問題ないと思います。</p> |
| <p>4 第四次地区基礎調査開始のお知らせチラシについて</p> <p>(資料4に沿って説明)</p> | |
| 【事務局】 | <p>1月中旬頃に第四次地区基礎調査開始のお知らせチラシの回覧を、関係する自治会・町内会にお願いする予定です。</p> |
| 【委員】 | <p>回覧チラシについてですが、該当地域で自治会・町内会に入っていない世帯はどうするのですか。同じ自治会・町内会でも住居表示が終わった地域、これからの地域もあるので、全世界帯に回覧するというわけにもいかないのではないのでしょうか。</p> |
| 【事務局】 | <p>住民の方々に適切にお知らせ出来るよう、方法について検討します。</p> |
| <p>5 住居表示第四次地区 上飯田町との町界について</p> <p>(資料5に沿って説明)</p> | |
| 【事務局】 | <p>現在上飯田町と和泉町の町界は環状4号線の概ね中央を通っていますが、第四次地区住居表示実施の際に町界を道路東側の側線に合わせるため、和泉町の一部を上飯田町へ編入することを検討しています。該当する土地は、道の側線を境とする道路部分ですので住民はいません。また土地の所有者は横浜市等なので、住民の方には影響ありません。</p> |
| 【会長】 | <p>事務局の説明の通り、現在の町界は道路の中央ですし、また土地も横浜市等の所有ということで特に問題はないと思われま</p> |

| | |
|--|---|
| <p>【事務局】</p> <p>【会長】</p> <p>【委員】</p> <p>【会長】</p> | <p>6 横浜市住居表示審議会臨時委員選任について</p> <p>住居表示審議会が毎年1月頃に実施されています。検討委員会で検討した第四次地区の実施案について、住居表示審議会承認が得られれば2月に実施案を公示する流れになっています。今回の審議会開催日は平成27年1月26日で、場所は関内中央ビルの特別会議室です。毎年臨時委員として検討委員会から1名お願いしていますので、ご選任をお願いします。</p> <p>前回の審議会には私が行きました。</p> <p>今回も会長で問題ないと思います。</p> <p>それでは、今年も代表として私が出席させていただきます。</p> <p>7 次回検討委員会について</p> <p>(資料6に沿って説明)</p> <p>【事務局】 次回検討委員会の日程を決める前に、来年の検討委員会について説明いたします。来年は第五次地区の検討を進めていただくこととなります。資料中では例年の住居表示実施スケジュールに沿って記載しています。</p> <p>【会長】 5月に第五次地区の現地調査があります。この地区は道が入り組んでいて、検討委員の皆さんにはかなりの距離を歩いていただくこととなります。また、3月の検討委員会ですが、この時期は小中学校の卒業式など行事が立込んでいますので、2月の終わりにしたいと思います。2月25日に開催でいかがでしょうか。</p> <p>【一同】 異議なし</p> <p>【会長】 それでは、次回検討委員会は平成27年2月25日(水)に、泉区役所2A会議室で開催します。</p> |
| <p>資 料</p> | <p>資料1 第三次地区住居表示実施後のお問合せ・ご意見について</p> <p>資料2 第四次地区新町界・町名案の地元説明会結果報告について(別紙)和泉町第四次地区住居表示実施についての質疑応答</p> <p>資料3 第四次地区の実施までのスケジュールについて</p> <p>資料4 泉区和泉町第四次地区の住居表示に関する調査実施のお知らせ</p> <p>資料5 住居表示第四次地区 上飯田町との町界について</p> <p>資料6 今後の検討委員会について</p> |